国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる、グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準にする。

具体的な支障事例

【制度概要】

戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。

このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅 (共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な 建物もいまだ存在する。

【支障事例】

本県でも、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないのかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。

また、建築基準法施行令 23 条ただし書きに基づき、「けあげ 23cm 以下、踏面 15cm 以上」としている「一戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。

【懸念の解消策】

寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりにするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少などにより住宅の需要が減少し、一戸建ての住宅を含み空き家が増加傾向にある。

空き家の解消の一つの手段として、一戸建ての住宅を他の用途に転用することが促進されることにより、有効活用・減少につながる。

例えば、既存の一戸建ての住宅をシェアハウスに改修することで、空き家である住宅の活用が促進される。 さらに、家賃の安い若者向け住居を確保することで、若者を集め、地域の活性化につなげたい。

根拠法令等

建築基準法施行令第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

〇本市でも、既存一戸建ての住宅を老人福祉施設等に用途変更する際には、階段を改修しなければならないのかという相談が寄せられることがある。建築基準法に適合させる必要があることから計画を断念するケースもある。

〇【支障事例】既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準に適合させる必要がある。本県でも、用途変更の相談があり、階段の改修まで至らず、断念した事例がある。

【懸念の解消策】寄宿舎に該当する小規模なシェアハウスについては、代替措置として、両側に手すりを設置する措置を講ずることで基準の緩和ができるのではないか。

〇【支障事例】空き家をシェアハウスに用途変更する場合、規模や形態に関わらず寄宿舎として扱うため、防火避難規程が適用され、シェアハウスとしての活用が進んでいない。

【地域における課題】市街地、郊外に関わらず、空き家となっている一戸建て住宅が増加しているが、有効な利活用の方法がない。

【制度改正の必要性】建築基準法におけるシェアハウスの定義は明確ではない。規制の対象となるシェアハウスの規模や形態を定めることで、適用される防火・避難に関する法令が明確になり、空き家からシェアハウスへの用途変更が進むのではないか。

〇階段の基準が適合しないことにより、用途変更を断念される事例が存在する。また、変更を行う部分を一部に 限定する事例もある。

〇【制度概要】戸建型グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。このため、既存の一戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もいまだ存在する。

【支障事例】本県でも、独居の若者や高齢者が利用するために、既存一戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更できないかという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要があり、大規模な改修を必要とする階段が支障となる場合がある。また、建築基準法施行令 23 条ただし書きに基づき、「けあげ 23cm 以下、踏面15cm 以上」の最低基準に近い「一戸建ての住宅」が一定数あることから、相談に至らず断念した事例もあると思われる。

各府省からの第1次回答

建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和についても、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。要望の寄宿舎の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところである。

具体的には、以下の調査実験を検討している。

- ①既存の住宅の階段寸法の実態がどの程度であるのか、住宅の規模はどの程度か、調査を実施。
- ②現状片側手すりを設置する必要のあるところを両側手すりとし、さらにすべり止め等の安全措置を講じることで、階段基準を緩和できるかどうか、実験や現場調査を実施。

以上の技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては寸法の基準を 緩和できるよう告示の改正を検討している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

階段基準緩和のための技術的検証は、ぜひ実施していただきたいが、今回の提案で求めているのは、寄宿舎のうち小規模である若者向けシェアハウスであるため、検証の際の条件としてその点を十分考慮した上で実施をお願いしたい。

また、避難弱者への配慮は当然必要なことではあるものの、安全措置の実施が所有者の過度な負担となり、ひいては空き家の活用促進という本提案の目的が阻害されることのないよう、御配慮をお願いしたい。

なお、ヒアリングでお示しいただいたとおり、技術的検証については、ぜひ年度内の着手をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 寄宿舎の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしており、告示の改正を検討しているとのことだが、所要の措置について、時期の目途をお示しいただきたい。
- 検討に当たっては、地方公共団体や事業者の意見を聴く機会を設けるべきではないか。

各府省からの第2次回答

階段基準の合理化の検討にあっては、所有者の過度な負担とならないよう、関連する複数の団体や事業者へのヒアリング調査を行い、実情に沿った技術基準となるよう配慮する。なお、ヒアリング調査にあたっては、貴団体にもご協力をお願いしたい。

また、同じ利用者による長期的な利用が見込まれる「住宅」と比べて、短い期間で利用者の入れ替わりが見込まれる「寄宿舎」においては、利用者の年齢のみでなく、利用者の入れ替わりの頻度なども踏まえ、慎重に基準の合理化を検討する必要があると考えられる。

なお、技術的検証においては、「①既存住宅の利用実態等に対する調査」、「②安全措置を検討するための階段の昇降実験」を予定しており、①については着手済である。また、告示改正は平成29年度に予定している。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (1)建築基準法(昭 25 法 201)
- (i)寄宿舎の階段基準については、住宅を寄宿舎に転用することを想定し、地方公共団体及び事業者の意見を踏まえ、一定の要件(規模、追加の安全措置等)を満たした場合に当該基準の合理化を図ることとし、平成29年度中に告示を改正する。

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

50

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由の廃止

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

不動産鑑定士試験の受験申込みについて、都道府県を経由しないこととする

具体的な支障事例

【支障事例】

国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされている。

現在、受験者の一部は電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込む受験者は 多く、埼玉県では平成 27 年度に申込みの約8割に当たる 149 件を受け付けている。

このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。

例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良い かを国に問い合わせた事例があった。

また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。

- 1 試験日程等についての通知
 - ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼
 - ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載
- 2 願書の配布
 - ・課内にカウンター設置、配布
 - ・郵送での配布(平成 27 年度は 55 件)
- 3 合格発表
 - ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示
 - これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。

【制度改正の必要性】

本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながるとともに、行政の効率化にも資する。

根拠法令等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、京都府、兵庫県、鳥取県、山口県、福岡県

〇3月の忙しい時期に受付することとなり、今後、国土交通省への未送付の事態が起こる可能性がある。受験生の立場を考慮しても、国土交通省直接送付又は不動産鑑定士協会連合会に提出先を委託する等を検討してほしい。

〇例えば一部試験の免除申請がある場合、願書自体は提出期限内に提出されたが、必要な証明書類が期限後に提出されるということも考えられる。このような場合に受け付けの可否を国に判断を求める必要があり、二度手間となる。

〇受験申し込み期日と県から国への送付期日までの期間が短く、受験申込期日当日に提出された申し込み書に 補正の必要があった場合、その対応に苦慮しているところ。

〇都道府県は、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所地以外の在学地や就業地の都 道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を経由して国に申請書が到達しなければ受 験の機会を失うこととなる。

〇提出された申込書に記入漏れや疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、 受付までに時間を要することがある。

各府省からの第1次回答

国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。)においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。

また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。

もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産の鑑定評価に関する法律第 12 条の2において、受験の申込みは都道府県知事を経由して行うことが明記されているが、現在でも電子申請システムによる受験申込みは都道府県を経由せず、直接国で受け付けされている。

また、試験に関する問い合わせ先についても、試験案内に国土交通省の担当部署が既に設定されているため、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験機会の公平性は十分に確保されていると考える。

さらに、本県では平成27年度受験申込み182件中、約8割の149件が郵送・窓口持参による申込みであったが、その多くが郵送によるものであり、都道府県が受験申込の受付を行わなくても、受験申込書の郵送先を都道府県から国に変更するだけで住民(受験者)の利便性が低下することはない。逆に、郵送により県に提出された申込書に疑義があった場合、受験者への修正指導など受付までに時間を要することがある。

窓口申込みについても利用者は一部であり、むしろ、窓口持参を認める現状では、居住地や勤務先が県庁から遠い受験者にとっては利用しづらく、受験申込書の記入方法を対面で質問する機会の有無という点では公平とは言えない。

そのほかにも、同じ国土交通省の資格試験でマンション管理士や管理業務主任者の試験受付は受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされておらず、指定検査機関への郵送に統一されており、都道府県庁舎への持参は行われていないことを考えると、不動産鑑定士試験において、都道府県経由の義務付けを廃止しても、必ずしも住民(受験者)の利便性低下にはつながらず、また事務処理の遅延等が発生するとは限らないと思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【山口県】

現行制度では、受験申込の受付において、管轄外の受験者の来庁や郵送による申請送付先誤りという事例がある等、受験者を混乱させている状況にある。なお、試験に関する問合せ先は従前から国土交通省とされている。また、書面申請のうち、郵送による申請が多い。

以上のことからも、受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止し、受付を一本化することにより、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとは認めがたい。

国土交通省が管轄する他の国家試験と同様に、国土交通省直轄(又は地方単位での受付)若しくは試験の実施に係る事務の委任等により、窓口を集約することが、受験者の利便性につながるものと考える。

【参考:国土交通省所管の国家試験(一例)】

●海事代理士試験

受付窓口:受験希望地を管轄する地方陸運局

● 一級建築士試験

受付窓口:公益財団法人建築技術教育普及センター

※試験の実施に関する事務を委任

●測量士・測量士補試験

受付窓口:国土地理院総務部

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

不動産鑑定士試験の受験申込の都道府県経由の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

各府省からの第2次回答

各都道府県では、都道府県知事許可の不動産鑑定業者に係る登録・監督事務を自治事務として行っており、業の登録・監督に密接に関係する不動産鑑定士試験の受験願書の受付事務についても、不備のある願書の対応等も含めて、支障なく対応されているところである。例年、受付事務が発生する期間としては受付期間である2月下旬から3月上旬の約3週間で、書面での申請件数は、平成28年試験では5都府県で100件を超えているものの、38府県では50件以下(27県で20件以下)となっている。

もし、提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、不動産鑑定士試験は土地鑑定委員会が行うこととされていることから、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなる。一部の都道府県に確認をしたところ、当該都道府県の書面申請者の6~7割が窓口へ持参しているとの話も聞いているところであり、東京より遠方の受験者からの願書に不備があった際には、その訂正等に時間を要することとなるため、受験申込の完了までの時間がかかること等を考慮すれば受験者の利便性は大きく低下することになり、事務処理の遅延等による試験開催への悪影響も懸念される。

さらに、不動産鑑定士の受験者数が減少傾向にある中(短答式試験の申込者数は、平成 18 年の試験制度改正時の 5,430 名から、平成 28 年は 2,023 名と大きく減少している。)、受験者の利便性が大きく低下することになると、更なる受験者数の減少を招きかねず、不動産鑑定士の人材不足、不動産鑑定業の健全な発展や国や都道府県などが行う公的土地評価への悪影響も懸念される。

受験者からは、窓口での書面申請が便利であるとの要望を伝えられることもあることから、住所地の都道府県で窓口受付が今後も継続されれば、国土交通省においてのみ受付を行うことに比べ、より高い公平性・利便性は確保されるものと考える。

また、国土交通省所管の他の資格試験における試験受付の例(マンション管理士や管理業務主任者)が示されているが、登録関係事務や業の監督に都道府県が関与していないなど、不動産鑑定士・不動産鑑定業と制度の建て付けが異なるものとなっていることから、同列に扱うことは適当ではない。

なお、受験願書の提出に関する支障事例があげられているが、住所地以外の都道府県へ誤って申請した受験者に再提出を求めると期限を過ぎてしまう場合についても国土交通省に相談をいただいた場合はこれまで全て願書の受理を認めており、運用の徹底により改善が図られると考えることから、現行制度による支障事例にはあたらない。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(8)不動産の鑑定評価に関する法律(昭 38 法 152)

不動産鑑定士試験の受験の申込みに係る都道府県経由事務については、受験者の利便性の確保と都道府県の 負担軽減の両立を図る観点から、都道府県の意向を踏まえ、当該事務の在り方について検討し、平成 29 年中に 結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号	43	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
------	----	------	--------	------	------

提案事項(事項名)

小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、 都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)

具体的な支障事例

【支障事例】

小規模事業者持続化補助金については、平成 25 年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。

H26 年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話をし、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。

【制度改正の必要性】

都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても 機動的な対応が可能である。

このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。

なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携が密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。

なお、小規模事業者持続化補助金の申請には、経営計画書が必要となるが、県でも経営の向上を目指した経営革新計画承認制度があることから、県が一元的に事業を実施した方が、より効果的・効率的と言える。

根拠法令等

小規模事業者持続化補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

机构乐、供似印		
_		

各府省からの第1次回答

乾海周 淀粉丰

小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。

商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。

また、本事業はその時々の政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助事業の採択に当たっては、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により、全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。

また、本事業は平成 25 年度補正予算で措置されて以来、26 年度補正予算、27 年度補正予算と3年連続で措置されている。

さらに、政府は地方創生や一億総活躍を掲げている以上、まさに本事業のような中小企業支援は重要な施策の 一つであり、引き続き実施していく必要があるものと考える。

したがって、地域と結びつきの深い本事業については、都道府県へ移譲すべきである。

なお、先述したとおり、「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述があるが、当該記述と小規模事業者持続化補助金との関係についてどのようにお考えなのか御教示願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

本事業は、国の経済対策等に伴い補正予算で措置されているものであり、毎年度実施されるものではない。 また、例えば、平成 27 年度補正予算において、政府のTPP協定交渉大筋合意を受け、本補助金では海外展開 を図る事業者向けには補助上限をアップさせるなど国の政策的課題に対応した内容としているところ。

これらを鑑み、都道府県に委譲することは適切ではないが、各都道府県に対し公募時に情報提供を行うなどー 層の連携を図ってまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

•

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号 44 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名)

社会資本整備総合交付金の手続簡素化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれの路線ごとに経費の詳細内 訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳はいずれ精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそ のまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方を信頼して任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。 例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行う には、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能な金額は流用先経費の3割 まで)

しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(=計画) ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国 への手続が不要とされている。

現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。

【支障事例】

平成 27 年度では、内示は 4 月 9 日、交付申請は 5 月 15 日、交付決定は 5 月 29 日であった。

内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む 多大な事務作業を行うため、事業着手は 6 月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から 2 か月間交付金の予算執行はできないこととなる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

受注業者にとって、4~6月(第一四半期)は発注が少なく苦しい時期であるが、手続が簡素化されれば早期発注が可能となり、県内企業が早く潤う。

また、早期に事業着手が可能となることで、未契約繰越の削減にも繋がる。(未契約繰越の額に応じて翌年度の 交付金が削られる傾向あり)

根拠法令等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、社会資本整備総合交付金交付申請等要領

福島県、郡山市、海老名市、金沢市、広島市、山口県

- 〇 平成 28 年 4 月 5 日付け総務省通知(総財務第 73 号)等にもあるように、国は平成 28 年度予算の早期実施を各自治体に要請しており、できる限り前倒しで事業を実施する等の対応を求めている。そうした要請に応えるためには、「早期の事業着手」が大前提となることから、交付申請等に係る手続きをできる限り簡素化する等、より市町村の自主性が発揮される環境整備が望まれる。
- 〇 交付申請にあたっては、社会資本整備総合交付金申請等要領第1章第1の規定に基づいて、「交付金を充て て施行しようとする交付対象事業の概要を示す図面」との扱いで、申請箇所毎に事業概要書を作成して申請を行っているが、近年、事業概要書へ工種内訳等の記載が求められ、事業概要書の作成に多大な時間を要している のが現状である。
- 〇 平成 28 年度も、交付決定日は5月 25 日であり、4月・5月は事業着手できない状態であった。建設業界から も4~5月の発注を求められており、本市としても支障を感じている。事業着手は、交付決定日ではなく、内示日から可能とすべきである。
- 〇 当市においても、用地交渉の難航等の影響で年度中の路線還流用が通例であり、年度末の完了実績報告において調書を再度提出している。埼玉県のいうように、手続きが簡素化されれば、早期に事業着手が可能になるなど、未契約繰越の削減にも繋がると考えられる。申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出するなど、交付金の使途については地方に任せてもらえないか。
- 〇 受注者側より、年度初めにおける早期発注を強く望む声は多く、国の更なる手続き簡素化を望むものである。 さらに、本市としては、交付金へのゼロ国債制度の適用を要望しており、前年度中の発注や2カ年による工事実 施による平準的、効率的な施行が可能となる。
- 本県でも、申請書の作成に多大な時間を要しているが、提案のとおり、要素事業ごとの経費の詳細内訳については、いずれ精算報告されること、また、交付決定単位での決定額に変更のない経費の配分の変更は、軽微な変更とされることから、当初申請時において記載の必要性は低いものと考えられ、本提案の実現により申請時の事務の簡素化につながるものと考える。(交付申請時に提出する「実施に関する計画」については、記載は省略できるとされている。)

各府省からの第1次回答

〇ご提案のあった交付申請時において、経費の詳細内訳の提出を求めていることについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下、「補助金適正化法」という。)第5条において、「補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書」を各省各庁の長に提出することとなっており、申請書には、同法施行令第3条第1項に基づき、「補助事業等の経費の配分、経費の使用方法等」を記載することとされている。

〇ご指摘の「詳細内訳」は、交付申請書の添付書類である交付金調書を指しているものと理解するが、これは上述の「補助事業の経費の配分、経費の使用方法等」を明らかにする項目として、提出を求めているものである。 〇従って、補助金適正化法上の規定により、ご提案のように書類を簡素化することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

埼玉県では、県内企業のメリットとなる公共事業の早期発注に向けた取組みを行っており、その一環として社会 資本整備総合交付金についても同様に取り組んでいきたいと考え提案させていただいた。

貴省回答では、補助金適正化法上の規定により添附書類の簡素化は困難とのことであるが、補助金適正化法施行令第3条3項(「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」)の規定を踏まえた上で、本県及び共同提案団体が求める添附書類の簡素化が困難と判断した経緯を御教示願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

〇ご指摘の「添付書類」とは、社会資本整備総合交付金交付申請等要領(平成 28 年度 4 月 1 日付け 国官会41 98号)第6において提出を求めている「一 交付申請書 参考資料第一」の「交付申請額一覧表」及び「社会資本整備総合交付金調書」を指していると確認させていただいたところ。

〇当該資料は、交付申請時において、計画毎の交付金額、計画における要素事業の内訳や補助率、施工規模に 比した経費の内訳の確認など本交付金の交付決定を行う前提として、必要不可欠な内容を提出していただいて いる。また、これらは、年度実績や完了実績を確認する上でも、当初予定していた事業内容との差異等を確認す る上で、必要な資料である。

〇これらは、前回の回答で申し上げた通り、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)第5条、同法施行令第3条第1項に基づき、提出を求めており、ご指摘いただいた同法施行令第3条第3項の「第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。」の規定に関しては、上記の必要性から、当該資料の簡素化は困難と判断したものである。

〇厳しい財政状況の中、地方公共団体のニーズ等に十分に対応しつつ、交付金事業をより効果的・適切に執行を行うための取組としてご理解願いたい。

平.	成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

個人情報保護委員会 最終的な調整結果

管理番号 45 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

孤立死防止対策の充実

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省(資源エネルギー庁)

求める措置の具体的内容

居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。

また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定 し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報するべきかの具体 的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困ってい る。

その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。

根拠法令等

個人情報保護法第 16 条(利用目的による制限)、第 23 条(第三者提供の制限)

【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市

〇地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もなお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。

〇生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況 にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや 民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。

このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあっては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。

もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができること に資する。

各府省からの第1次回答

個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的基準を示す必要はないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の異変を発見した際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。

しかし、厚生労働省の通知(H24.5.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報するべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。

したがって、それら通知などに具体的事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。通報すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、別途、画一的な具体的基準を示すことは、その運用を硬直化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

_

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号 45 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

孤立死防止対策の充実

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、経済産業省、個人情報保護委員会

求める措置の具体的内容

居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。

また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定 し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報するべきかの具体 的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困ってい る。

その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。

根拠法令等

個人情報保護法第 16 条(利用目的による制限)、第 23 条(第三者提供の制限)

【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市

〇地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もなお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。

〇生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況 にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや 民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。

このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあっては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。

もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができることに資する。

各府省からの第1次回答

個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的基準を示す必要はないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の異変を発見した際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。

しかし、厚生労働省の通知(H24.5.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報するべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。

したがって、それら通知などに具体的事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。通報すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、別途、画一的な具体的基準を示すことは、その運用を硬直化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号 45 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

孤立死防止対策の充実

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省

求める措置の具体的内容

居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。

また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。 都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定 し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報するべきかの具体 的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困ってい る。

その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。

根拠法令等

個人情報保護法第 16 条(利用目的による制限)、第 23 条(第三者提供の制限)

【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市

〇地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成26年に初めて締結し、現在もなお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。

〇生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況 にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや 民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。

このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあっては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。

もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができること に資する。

各府省からの第1次回答

個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者等となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的基準を示す必要はないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の異変を発見した際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。

しかし、厚生労働省の通知(H24.5.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報するべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。

したがって、それら通知などに具体的事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて 求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

_

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。通報すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、 別途、画一的な具体的基準を示すことは、その運用を硬直化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

_

内閣府 最終的な調整結果

管理番号 46 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

税控除対象 NPO 法人の指定方法の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

指定 NPO 法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。

この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

認定 NPO 法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定 NPO 法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。

本県では平成 25 年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在 10 法人を指定 している。

【支障事例】

NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。

しかし、条例改正のタイミングは年 4 回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約 半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

寄付金税額控除の対象となる NPO 法人の申請から指定までの期間を 1~2 か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定 NPO 法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。

根拠法令等

地方税法第37条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

〇本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

〇指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

〇寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

各府省からの第1次回答

内閣府としても、一億総活躍社会の実現の上で特定非営利活動法人(NPO法人)は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。

地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとされているところ。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えられる。

また、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされているところであり、条例個別指定に関する内容については、国会でご議論いただくべきものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県では、地域活動の要としての役割が期待できる認定NPO法人や指定NPO法人を増やすことが重要であるとの認識から、県独自の取組として、認定NPO法人や指定NPO法人の取得を目指す県内NPO法人を対象とした支援事業を実施している。

また、指定NPO法人の取得にあたっては、認定NPO法人よりもPST基準を緩和し、取得しやすい条件を整えているにもかかわらず、現在2,097ある認証NPO法人のうち、条例指定NPO法人は10法人にとどまっている。

申請件数が伸び悩んでいる大きな要因として、手続きに時間がかかることが挙げられ、一つには、そのスピードアップを図りたいという意図から今回の提案を行ったところである。

指定 NPO 法人については、より手厚い税制控除の対象となる認定 NPO 法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。

しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

内閣府の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、 議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまない と考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

第一次回答のとおり、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることとされている。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合がある。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の 増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするため、現行では、住民全体を代表 する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必 要があるとされている。

当該地方団体の意思を明確にする手法については、総務省として整理されるべきものと考える。

平成 28	8年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28年 12月 20日閣議決定)記載内容	

総務省 最終的な調整結果

管理番号 46 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 その他

提案事項(事項名)

税控除対象 NPO 法人の指定方法の見直し

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省

求める措置の具体的内容

指定 NPO 法人は、その要件として、条例で指定されることに加え、条例中にその名称及び主たる事務所の所在地について明示することが求められている。

この名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

具体的な支障事例

【制度概要】

認定 NPO 法人は、PST(パブリック・サポート・テスト)要件を満たすことで、様々な税制優遇措置が受けられる。 一方、指定 NPO 法人は、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 4 号及び第 3 項の規定により、道府県の条例で指定されることによって寄付金税額控除の対象となる。なお、この指定条例では法人の名称及び主たる事務所の所在地を明示する必要がある。

本県では平成 25 年に「埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例」を制定しており、現在 10 法人を指定 している。

【支障事例】

NPO 法人の新規指定や、指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所の所在地に変更があった場合は、その都度条例改正を行わなければならない。

しかし、条例改正のタイミングは年 4 回の議会開会時という制約から、本県では、申請から指定までに最長で約 半年を要している。

そこで、認定 NPO は一定の客観的基準を満たした団体を告示で明示する扱いである点も踏まえ、指定 NPO 法人の名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

寄付金税額控除の対象となる NPO 法人の申請から指定までの期間を 1~2 か月程度短縮することが可能となる。これにより、指定 NPO 法人がその活動(寄付金獲得活動)を早期に開始することができる。

根拠法令等

地方税法第37条の2第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

〇本県においても、平成 25 年 12 月に「県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例」を制定し、1法人を指定するとともに、2法人を指定するための条例案を現在開会中の平成 28 年6月定例会議に提案している。

提案団体と同様に、本県でも、議会開会日の関係から、いずれの法人についても、法人の申出から指定までに5~6か月を要しており、指定までに半年程度の期間を要することで、地域において活動するNPO法人を支援するという制度の趣旨(平成 23 年度税制改正大綱)からも支障を来している。

本県の指定NPO法人は、現在3法人であるが、今後、これらの法人の名称や所在地が変更されることも十分に考えられ、制度の円滑な運営にあたって支障が生じることが想定される。

そこで、条例に明示することとされている名称・所在地の扱いについては、例えば条例で規則へ委任、あるいは告示制度とするなど、その在り方について地方に任せてはどうかと提案する。

〇指定 NPO 法人の名称及び主たる事務所所在地の条例への明記が規定されていることにより、本市においても、新規指定や、法人名称及び主たる事務所所在地の変更の都度、議会での議決を経なければならないため、速やかな対応ができないといった支障が生じている。

〇寄附をした場合に地方税控除対象となる NPO 法人は、条例に法人の名称及び主たる事務所までの明記を要しており、法人の移転や名称変更の都度条例改正が必要となるなど、発生事由に対し、即時の対応が出来ていない。

法人が申請後、審査会の審議を経て、議会での条例改正まで約半年間を費やすこと等、手続きが煩雑なことから、実際に申請する法人は限られ、制度が、より活発な NPO 法人活動へ結びついていない。条例により指定する方法の手続内容が見直されれば、速やかな指定が促進される。

各府省からの第1次回答

地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、特定非営利活動促進法第45条第1項第1号ハの規定に基づき、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることとされています。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、当該地方団体の個人住民税の控除の対象となるのみならず、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な手続が求められ、寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にする必要があることから、議会の議決を経る必要がある条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

指定NPO法人については、より手厚い税制控除の対象となる認定NPO法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。

しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

総務省の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への答申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。

現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、 議会は本来、政策的論議を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めることはなじまない と考えることから、最低限これらについては、改善を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

繰り返しになりますが、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の優遇対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとすることとされています。

これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。

このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするためには、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。

また、一般に地方税の賦課徴収に関する基本的事項は、地方団体の条例によらなければならないこととされていることからも、当該寄附金税額控除の対象となる NPO 法人の指定については、条例で定めることが求められ、規則に委任することは適切ではないと考えます。

なお、寄附金税額控除の対象となる NPO 法人について、条例において、個別に当該 NPO 法人の名称に加え、主たる事務所の所在地も規定する必要がある理由は、納税者及び認定 NPO 法人の認定を行う所轄庁が明確に当該 NPO 法人を特定できるようにするためであり(特定非営利活動促進法では、NPO 法人の名称について重複が排除されていないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります)、主たる事務所の所在地も名称と併せ当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容	

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号 49 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名)

介護福祉士修学資金の返還免除要件緩和

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護福祉士修学資金の返還免除に係る要件について、社会福祉施設での勤務年数を5年から3年に短縮する。

具体的な支障事例

【支障事例】

本県では介護人材確保のため、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成28年3月2日厚生労働事務次官通知)に基づき、埼玉県社会福祉協議会を実施主体として介護福祉士修学資金貸付事業を実施している。

本制度では、貸付けを受けた者が、養成施設卒業後に県内の社会福祉施設に 5 年以上勤務した場合、当該貸付金の返還が免除される。しかし、「5 年以上勤務」の条件がハードルとなり、平成 27 年度の利用者数は、予定枠の約 1/3 の 60 人にとどまった。

本制度を利用しない養成施設在学者からは、利用しない理由として「現時点で5年間勤務できる確信がない」との声も上がっている。

【制度改正の必要性】

急速な高齢化により介護サービスに対する需要が今後更に高まると見込まれている。「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計」(厚生労働省)によれば、本県では 2025 年(平成 37 年)には約 12 万 1 千人の介護人材が必要となり、2 万 7 千人の不足が生じるとされている。

(公財)介護労働安定センターの平成26年度介護労働実態調査によると、事業所が職員不足の理由として挙げた回答は、「採用が困難」(72.2%)が最も多く、「離職率が高い」(17.0%)を大きく上回っている。

したがって、介護人材の確保に当たっては、職員の待遇改善などによる定着促進策だけでなく、当該貸付金の返還免除要件を緩和することで、利用者の心理的ハードルを下げ、介護労働市場への人材供給を促進することも重要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

介護福祉士修学資金の利用者が増加し、ひいては養成施設への入学者が増加することで、介護人材の供給促進につながり、質の高い人材の確保・定着が実現できる。

根拠法令等

介護福祉士修学資金貸付制度実施要綱

福島県、千葉県、滋賀県、宇和島市、高知県

〇本県においても返還免除の条件である「5年以上の勤務」は心理的なハードルとなっており、県内の介護福祉 士養成校から条件緩和の要望がある。

〇不足している介護現場の雇用のすそ野を広げるには、当該提案のような介護人材の確保に向けた誘導的な施 策が必要ではないかと考える。

介護人材の確保にあたっては、外国人雇用の促進が図られるなど人材不足が叫ばれ久しく経ち、1 自治体レベルでは改善を図ることが困難な状況にある。

〇本県においても、 県の(公財)介護労働安定センターの平成 26 年度介護労働実態調査によると、事業所が職員不足の理由として挙げた回答は、「採用が困難」(67.1%)が最も多く、「離職率が高い」(15.7%)を大きく上回っている状況である。

したがって、介護人材の確保に当たっては、職員の待遇改善などによる定着促進策だけでなく、当該貸付金の返還免除要件を緩和することで、利用者の心理的ハードルを下げ、介護労働市場への人材供給を促進することも重要であると思われる。

〇本県でも介護人材確保のため、県の社会福祉協議会を実施主体として介護福祉士修学資金貸付事業を実施 しているが、県内の養成施設の定員 100 人に対して、平成 27 年度の入学者数は 37 人と定員を大きく下回ってい る中、平成 27 年度に本事業による貸付申請者は 28 名(うち県内の養成施設は 14 名)となっており、十分に活用 されているとは言い難い状況である。

その理由として、養成施設からヒアリングしたところ、在学生からは「申請時点で5年間勤務することについて判断がつかない」、「3年間に短縮してもらいたい」との声も一部あったと聞いている。

○平成27年度の利用者数は、予定枠の45人に対し39人にとどまり、年々減少傾向にある。

また、養成施設への入学者数も定員の約7割(専門学校だけでは約5割)となるなど、質の高い介護人材の不足が懸念される。

各府省からの第1次回答

〇(公財)介護労働安定センターの「平成 26 年度介護労働実態調査」によると、離職する介護職員のうち採用後3年未満の者が7割以上を占めており、現場で働く介護人材の定着促進は重要な課題となっている。このような中で、本事業の返還免除の要件となる業務従事期間を短縮することは、介護現場での就労を継続するインセンティブを低下させ、早期の離職や他産業への人材流出等を招く可能性があり、質の高い人材の確保とともに、その定着を図るという本事業の目的に資さないことから適当でないと考える。

○なお、本事業の活用促進と介護人材の確保については、

①介護職のイメージアップや労働環境・処遇の改善等の取組を進めることにより、介護の仕事を目指す若者の増加と、学生の卒業後の就労に対する不安の払拭を図るとともに、

②学生の確保のみならず、離職した介護人材の呼び戻しや、中高年齢者の新規参入促進等の取組を併せ講じること等により、

介護労働市場への多様な人材の供給を促進していくことが重要であると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

(公財)介護労働安定センター「平成27年度介護労働実態調査」(以下、「実態調査」という。)による離職する介護職員のうち採用後3年未満の者が約75%というデータは、3年の壁を越えれば定着傾向にあると捉えることができる。

一方、先述したとおり、急速な高齢化により介護サービスに対する需要が今後更に高まると見込まれており、介護労働市場への人材供給を促進することが重要である。

実態調査によれば、介護サービスに従事する従業員が不足している理由は、「採用が困難である」が約7割を占め、採用が困難である原因としては「賃金が低い」(約6割)、「仕事がきつい」(約5割)となっている。

したがって、介護人材の確保には介護職のイメージアップや労働環境・処遇の改善等も必要不可欠と考えるが、 本提案による介護労働市場への人材供給促進も同様に重要であると考える。

なお、県内の介護福祉士養成施設が介護福祉士修学資金を申請しなかった学生に対して行ったアンケート結果によると、修学資金を申請しなかった理由として「経済面で貸与を必要としていない」「手続きが面倒」に続いて「返還猶予のために働く期間(5年)が長い」と答えた者が35%で3番目に多く、返還猶予の勤務年数の短縮を望む声

がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宇和島市】

介護労働市場の負の連鎖を断ち切るためには、様々な部分の緩和が必要ではないかと考えており、形式的なお 礼奉公の期間を確保するため適さないという考えには疑問がある。

また、海外に人材を求める現状で、この理屈には説得力に欠ける。

なお、国においては労働環境の処遇改善を抜本的に改善する仕組みを創設して欲しい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第2次回答

〇第1次回答のとおり、本事業の返還免除の要件となる業務従事期間を5年から3年に短縮することは、介護現場での就労を継続するインセンティブを低下させ、早期の離職や他産業への人材流出等を招く可能性があることから、質の高い人材の確保とともに、その定着を図るという本事業の目的に資さないことから適当でないと考える。

〇ご指摘のとおり、3年の壁を越えれば現場への定着傾向が見られることも踏まえ、3年で返還免除とするのではなく、少なくとも3年を超える一定期間の業務従事を義務付けることが定着促進の観点から必要であり、全額返還を免除するための期間を5年とすることについては、介護職員の平均勤続年数が約5年であることからも妥当なものと考えている。

〇被貸与者の立場からは返還免除要件の緩和を望むのは当然のことと思われるが、上記のとおり業務従事期間の短縮は政策目的達成の観点から困難であるため、貴県提示のアンケート結果において「手続が面倒」がより上位にあることも踏まえ、募集や手続の方法を工夫すること等により、本事業がより多くの方にご利用いただけるよう取り組んでいただきたい。

Ψ,	成 28 年の地方からの提案寺に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

土地利用審査会の国土利用計画審議会への整理・統合

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法第 39 条により義務付けられている土地利用審査会の設置を不要とし、同法第 38 条に基づく 国土利用計画審議会に整理・統合する。

なお、土地利用審査会では法律実務者(弁護士)が任命されている一方、国土利用計画審議会では任命されていない。この点については、国土利用計画審議会委員に法律実務者を新たに任命することで対応可能である。

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

土地利用審査会は、知事の監視区域指定に当たり意見を述べるなどの役割を持つ組織である。現在は、地価上昇圧力が大幅に低下し、本県では平成8年以降約20年にわたって監視区域等は指定されていない。しかし、国土利用計画法により同審査会設置が義務付けられているため、3年ごとに委員改選を行いながら審査会を維持している。

平成 26 年の提案募集では、愛知県が審査会委員の任命に係る議会同意の廃止を提案した結果、「事務負担の軽減について、地方公共団体に情報提供を行う」との方針が示された。しかし、事務負担軽減につながる具体の情報提供はなく、本審査会の設置方法そのものを改めて見直す必要がある。

【支障事例】

バブル期のような地価急騰が今後発生することは想定しがたい。また、現在の審査会は具体の審査案件がなく、3年に1回の委員改選のみを行っている状態であり、事実上の存在意義は極めて薄れている。こうした状況にも関わらず、当該審査会を必置しなければならないことは、行政運営上の支障である。

審査会の維持には、委員報酬や旅費、会場費など(平成28年度予算255千円)がかかるほか、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向けた一連の事務が事務局の負担となっている。

さらに、委員改選のみを目的とした審査会の開催は、委員に対しても不必要な負担を強いるものである。 したがって、土地利用審査会の設置を不要とし、国土利用計画審議会に整理・統合してはどうか。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地利用審査会の設置に係る経費や事務負担が軽減され、効率的な行政運営に資する。さらに委員の負担を軽減できる。

根拠法令等

国土利用計画法第39条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、茨城県、京都府、山口県、香川県、福岡県、宮崎県、沖縄県

〇提案団体である埼玉県の場合, 今回の提案が実現した場合, 国土利用計画審議会に法律実務者(弁護士) を新たに任命することで対応可能との記載があるが, 本県の場合, 既に国土利用計画審議会に法律実務者が存在するため, 提案団体以上にスムーズな対応が可能である。

〇近年は具体の審査案件はないが、毎年度1回は審査会を開催し、地価動向等について報告を行っている。 また、3年に1回は委員改選による会長の互選を議題として開催している。毎年度、委員報酬、旅費、会場借上 費などの経費が必要となる。

〇本県では、平成8年以降、具体の審査案件がなく審査会を1度も開催していないため、事実上の存在意義は ほとんどないにもかかわらず、委員候補者の選定や交渉、議案作成、県議会等での説明など、委員任命に向け た一連の事務が事務局の負担となっている。

〇土地利用審査会については、本県では震災後、土地の高騰があり開催していたが、現在は落ち着き、案件がない限り、改選時にしか開催していない状況である。また、国土利用計画審議会も案件がなけれれば、委員改選まで開催していない。審査会が開催されない場合においても、提案県が示したとおり、一連の事務が必要であり、提案のとおりとなった場合には、費用や事務量の軽減につながる。

土地利用審査会委員の任命同意について、議会の議決を経る必要性は乏しく、議案作成等の事務が負担となっている。このため、統合におり議決が不要となるという提案に賛同でき、共同提案できる。